**平成２９年（フ）第９６４８号**
千葉県松戸市緑ケ丘１丁目221　ドミール弐番街101
債務者　井出　好巳
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６５０号**
東京都中野区本町２丁目18―12―102
債務者　中村　勝美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６５２号**
東京都杉並区高円寺北２丁目41―13　村山方
債務者　井上　孝志
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６５３号**
東京都江戸川区南葛西７丁目５―15―206　レジデンスＳＵＧＡ　Ａ
債務者　伊藤　真里
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６５６号**
東京都板橋区徳丸６丁目５―15―103
債務者　渡邊　成美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６６３号**
東京都練馬区大泉学園町６丁目31―３
債務者　中川　裕司
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６６４号**
東京都練馬区桜台３丁目30―11―101
債務者　塩田　　誠
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６６８号**
千葉県白井市桜台２丁目12　１棟301
債務者　河上　博史
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６６９号**
東京都足立区関原１丁目２―13
債務者　前野　拓也
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６７０号**
東京都葛飾区亀有２丁目23―15
債務者　宇治橋　渉
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６７９号**
埼玉県川口市飯塚３丁目１―８―301
債務者　原田　裕司
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６８０号**
東京都東村山市秋津町５丁目30―１　秋津壱番館　303
債務者　山崎　光男
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６８２号**
東京都板橋区大山金井町17―４―402
債務者　渡邊　正浩
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９６８４号**
東京都大田区東馬込１丁目19―６
債務者　海野　雅子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部